

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術について

更新日：2024年11月27日

猪名川町では、町民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを軽減するため、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う団体や以下の事業に協力しています。

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分への減少に寄与する活動です。

【公益財団法人どうぶつ基金】

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的として活動する団体です。

【さくらねこ】

不妊去勢手術済みのしるしに、耳先をさくらの花びらのようにV字カットした猫のことです。カットすることで目印となり手術済みであることがわかるので、再捕獲を防ぐことができます。

チケットの申請及び実施報告について

【交付対象者】

猪名川町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術をしようとする本町に住所を有する者2人以上を構成員とするボランティア団体

ただし以下の猫に対しチケットを使用することはできません。

- ・里親に出す予定の飼い主のいない猫
- ・飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- ・その他チケットの利用が適当と認められない猫

【交付申請】

チケットの使用月の前々月25日までに交付申請書（様式第1号）を農業環境課に提出してください。

例：11月分チケットを希望する場合は、9月25日までに交付申請を提出してください。

【利用報告書】

チケットの交付を受けてTNR活動を実施した団体は、チケットの使用月の翌月10日までに利用報告書（様式第2号）を農業環境課に提出してください。

例：11月分のチケットを使用した場合は、12月10日までに利用報告書を提出してください。

[さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領（PDFファイル: 244.4KB）](#)

[さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（Wordファイル: 16.4KB）](#)

[さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（Wordファイル: 16.4KB）](#)

注意

チケットの交付枚数は、申請枚数と異なる場合があります。

手術を行う動物病院は、どうぶつ基金と協働している協力動物病院のみとなります。

動物病院までの運搬等はご自身で行っていただきます。

不妊手術及びTNR活動に関して生じた事故等については、町は一切責任を負いません。

この記事に関するお問い合わせ先

地域振興部 農業環境課

業務時間：午前8時45分～午後5時30分

〒666-0292

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

電話：072-766-8709

ファックス：072-766-7725

[メールフォーム](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。